

◇上尾市立小・中学校職員服務規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(服務の宣誓) 第5条 新たに職員となった者は赴任後、7日以内に学校職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年上尾市条例第24号)の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。</p> <p>(休暇) 第10条 ≪同右≫</p> <p>2 職員が、条例第14条に規定する病気休暇又は条例第15条に規定する特別休暇(産前産後の休暇を除く。)を受けようとするときは、第2号様式の3による休暇願をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため勤務時間等規則第12条第1項第21号に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。</p> <p>3 職員が、条例及び勤務時間等規則の規定に基づき、病気休暇を受けようとするときは、病気休暇簿(第2号様式の4)をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。</p> <p>4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。 (1) 連続する8日以上期間の病気休暇(当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日(勤務時間等規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。)、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日(以下この項において「要勤務日」という。)の日数が3日以下であるものを除く。) (2) 請求に係る病気休暇の期間の初日前1月間における病気休暇を使用した日(要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。)の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る病気休暇</p>	<p>(服務の宣誓) 第5条 職員は赴任後、7日以内に条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。</p> <p>(休暇) 第10条 職員が、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。)第13条に規定する年次休暇又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。)第12条第1項第1号本文に規定する休暇(以下「産前産後の休暇」という。)を受けようとするときは、年次休暇については第2号様式による年次休暇簿、産前産後の休暇については第2号様式の2による休暇届をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</p> <p>2 職員が、条例第14条に規定する病気休暇又は条例第15条に規定する特別休暇(産前産後の休暇を除く。)を受けようとするときは、第2号様式の2の2による休暇願をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため勤務時間等規則第12条第1項第21号に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。</p> <p>3 職員が、<u>引き続き7日以上にわたり、条例第14条に規定する病気休暇を受けようとするときは、前項の規定による願い出の際、医師の診断書を添えなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>5 《同右》</p> <p>6 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第8号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、<u>第2号様式の5</u>による要介護者の状態等申出書を添えなければならない。</p> <p>7 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第24号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、<u>第2号様式の6</u>によるボランティア活動計画書を添えなければならない。</p> <p>8 《同右》</p> <p>9 《同右》</p>	<p>4 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第2号又は第3号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。</p> <p>5 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第8号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、第2号様式の2の3による要介護者の状態等申出書を添えなければならない。</p> <p>6 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第24号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、<u>第2号様式の3</u>によるボランティア活動計画書を添えなければならない。</p> <p>7 職員が、条例第16条に規定する組合休暇を受けようとするときは、第3号様式による休暇願をもって校長に願い出なければならない。</p> <p>8 職員が、条例第17条に規定する介護休暇を受けようとするときは、第3号様式の2による介護休暇簿をもって、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。</p>
<p><u>（修学部分休業の承認申請）</u> <u>第17条の7 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、修学部分休業承認申請書（第7号様式の10）を教育委員会に提出しなければならない。</u> <u>2 教育委員会は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。</u></p>	
<p><u>（修学状況変更届）</u> <u>第17条の8 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学したときは、遅滞なく、修学状況変更届（第7号様式の11）を教育委員会に提出しなければならない。</u> <u>2 前条第2項の規定は、前項に規定する届出について準用する。</u></p>	
<p><u>（修学部分休業取消申請書）</u> <u>第17条の9 修学部分休業をしている職員は、現に承認を受けている修学部分休業の期間の一部について取消しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部分休業取消申請書（第7号様式の12）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>（自己啓発等休業の承認申請）</u> <u>第17条の10 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則と</u></p>	

改正後	改正前
<p>して当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書（第7号様式の13）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。</p>	
<p>（自己啓発等休業状況報告書）</p> <p>第17条の11 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書（第7号様式の14）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項に規定する報告について準用する。</p>	
<p>（専従許可）</p> <p>第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、第11号様式による専従許可願を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 ≪同右≫</p>	<p>（専従許可）</p> <p>第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、第11号様式による専従許可願を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた職員は、地方公務員法第55条の2第4項に規定する事由が生じた場合は、その旨を速やかに書面で教育委員会及び埼玉県教育委員会に届け出なければならない。</p>